

丸子地域包括支援センターだより

(受託運営：社会福祉法人 上田市社会福祉協議会)

第22号：令和6年2月発行

高齢者の介護に悩んでいませんか？

高齢者虐待はこの家庭でも起こり得る身近な問題です

「介護負担が大きい」「介護や世話の仕方がわからない」「認知症への対応が大変」「相談できる人がいない」「経済的に困っている」… など、介護している家族など（養護者）が、心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに高齢者虐待に至ってしまっていることが少なくありません。

何かおかしい！と気づいたらご相談ください

高齢者虐待は、早い時期に相談することで、サービス利用につなげたり、介護者のストレスを軽減したりすることで、防ぐことが可能となります。

もしかしたら虐待では？ このままでは自分が虐待してしまうかも…と感じたら、**丸子地域包括支援センター**や**丸子地域自治センター市民サービス課**に相談してください（**現に暴力を受けているなど緊急の保護が必要な場合は 上田警察署生活安全課 22-0110**へ）。

● 高齢者のサイン

- 体に不自然なあざや傷、やけどの跡がひんぱんにみられる
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 年金や財産収入があるのに「お金がない」と訴える など



● 養護者（介護者）のサイン

- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる
- 訪問しても高齢者に会えない、面会させない など



裏面もご覧ください

地域ぐるみで高齢者虐待を防ぎましょう



高齢者虐待は高齢者の大きな権利侵害であり、早期に発見し一刻も早く解消することが重要です。

また、養護者（家族など世話をしている人/同居の有無に限らない）に対しても介護負担の軽減を図ったり、虐待に発展してしまった要因について一緒に考え支援していくことも必要です。

地域の中で「日常的な声かけ」や「見守り」、「相談をすすめる」など、高齢者や養護者が孤立しないように皆で支え合っていくことが何より大切です。

高齢者虐待を防ぐためにも、高齢者の介護に関する事など、何かお困りごとは丸子地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

【参考】 高齢者虐待防止法※1での養護者による高齢者虐待の種別

1 身体的虐待 … 65.3% ※2

- ・なぐる、たたく、蹴る、つねる
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・ベッドや車いすに縛りつける など

4 経済的虐待 … 14.9%

- ・生活に必要なお金を渡さない
- ・年金を勝手に使う
- ・住居等、資産を勝手に売却する など

2 心理的虐待 … 39.0%

- ・怒鳴る、ののしる、意図的に無視する
- ・排泄の失敗に対してわざと人前で恥をかかせる など

5 性的虐待 … 0.4%

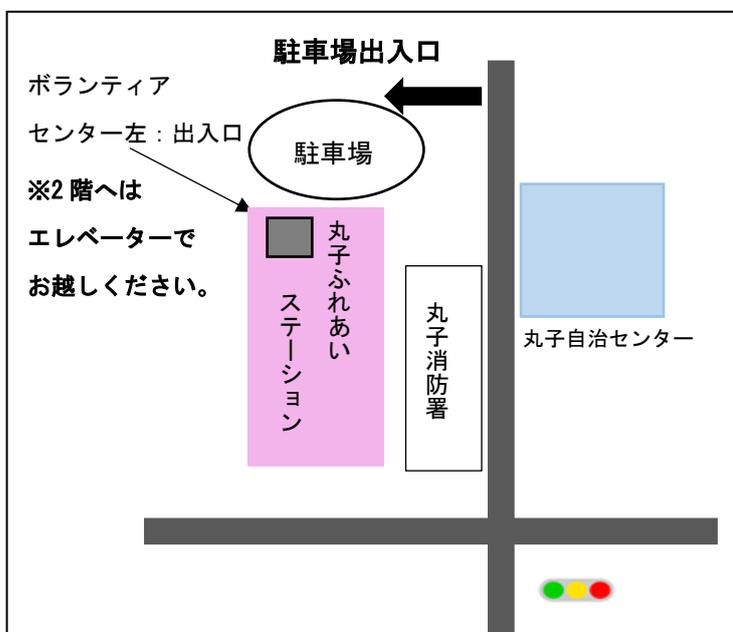
- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、させたりする
- ・性的嫌がらせ など

3 介護等放棄（ネグレクト） … 19.7%

- ・食事を与えない
- ・おむつ交換をしない
- ・治療が必要なのに病院に連れていかない
- ・劣悪な住環境で生活させる など

※1 高齢者虐待防止法は、高齢者に対する虐待防止と養護者に対する支援を目的とした法律です。

※2 令和4年度厚生労働省の調査結果に基づく各発生割合（年間 16,669 件/虐待判断件数）



丸子地域包括支援センター

〒386-0404

上田市上丸子1600番地1

電話 42-0015

FAX 42-0034

時間 午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日（土日祝休み）

*訪問等で職員が不在の場合もあります。お問合せはまずはお電話で！

（緊急対応は24時間電話にて対応しています）

